

第21回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年3月25日(水)午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三	5 番 寺田俊秀
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	13 番 濱本康弘	14 番 浅田修弘
15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

20 番 入江泰子	22 番 田中智也	24 番 山口俊一	25 番 田中芳邦
26 番 吉岡長久	27 番 林田浩也	28 番 本多正敬	30 番 原田久也
31 番 本多晋介	32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力
35 番 中山秀樹	36 番 田中八郎	37 番 田中昭博	38 番 荒木健一
39 番 山本敏晴	40 番 宮崎 努	41 番 本田勝彦	43 番 金井圭司
44 番 本多利任	45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳
48 番 太田保則			

4 欠席委員
(農業委員)

2 番 馬場正国 10 番 山崎伸吾 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳 21 番 中野裕二 23 番 松尾和昭 29 番 岡田裕弥
42 番 柴内成世

5 議事録署名委員 4 番 楠田耕三 5 番 寺田俊秀

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[日 程]

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について
議案第91号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
議案第92号 馬場地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域

議案第93号 型) (区画整理工種) の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について
令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について

その他

- ・農地法第18条第8項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・非農地証明書交付願について

事務局(〇〇) 定刻になりましたので、ただいまから第21回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、2番馬場委員、10番山崎委員、19番増田委員、42番柴内委員の農業委員2名、推進委員2名から欠席の届出があつております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第21回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日16日の日ですが、口加高校の「口加・未来探究プロジェクト」～自分の可能性を「加」えて、夢を「口」に出そう～が開催され、農業委員会から私と楠田代理、事務局長の3人が講師として参加し、農業分野における職業選択について講話をしてまいりました。1年生が対象ではございましたが、受講者の皆さんが将来の職業選択の一つとして希望されることを心から願っているところでございます。

さて、本日は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」及び「令和8年度の最適化活動の目標の設定等(案)について」について審議することとしております。今後の活動目標となる事案でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、総会終了後に第2回南島原市農業委員会農作業体験交流部会総会が開催されますので、長時間になりますが最後までのご参加お願ひいたします。

ただいま事務局長から、農業委員19名中出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に、4番楠田委員、5番寺田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第87号、2ページをお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

本日の案件ですけれども、売買が2件、3,608平米と、贈与1件、1,508平米です。

(議案第87号 番号1～3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の同じ条、第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合です

けれども、全て許可基準を満たしているものと思われま

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議長 はい。

次に、2番、3番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議長 はい。意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いしたいところですが、すみません、資料のほう、差し替えのほうを皆様に配付しております。そちらのほうをご覧くださいと思います。

番号1、西有家町の〇〇さん、布津町〇〇番〇と、同じく〇〇番〇の一部、〇〇番〇の一部、合わせまして1,831平米になります。

こちらのほう、転用の目的は、農業用施設用地ということでございます。

令和5年に隣接宅地に堆肥舎を建設した際に当該農地をコンクリート舗装や碎石舗装して、〇〇等の積込み運搬作業スペースと〇〇ロール置場として利用しております。今後も追認を得て農業用施設用地としたいということでございます。

備考欄にありますけれども、隣接の〇〇番〇、こちら宅地になります。同じく〇〇番〇、こちら宅地ですけれども、こちらと一体利用ということになります。

あと、令和8年2月12日付で県より簡易手続相当ということであります。また、令和8年2月13日付で農振農用地ですので用途変更手続が完了しております。

本案件につきましては、転用者が不動産登記を確認したところ、当該農地の農業用施設が農地法の転用許可を得ないまま建設されていたことが判明いたしました。

まず、令和5年に隣接の宅地に〇〇を建設した際に、当該農地をコンクリート舗装や碎石舗装して〇〇等の積込み運搬作業スペースとして使っておりました。また〇〇ロール置場としても利用しております。

この件で、農地法の転用許可を得ないまま設置された違反転用案件となっております。

よって、違反転用案件として去る令和8年2月9日付で県へ違反転用連絡票を提出いたしまして、2月12日付で追認許可相当との判断をした旨の通知がありました。

また、本案件の農地区分につきましては農業振興地域内の農用地に該当いたします。

農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。

農業用施設用地1,831平米と一体利用地3,243.8平米、合わせまして5,074.

8 平米となります。

東側の農地につきましては、〇〇ロール4段積みで976個分の置場として利用し、その他の部分につきましては〇〇等の積込み運搬作業スペース及び農機具、トレーラーの通路となっております。南側につきましては、堆肥等の運搬のための通路及び隣接農地への進入路となっております。現状のまま整地されおり、南側は水止めコンクリートがあります。また、コンクリート舗装、砂利舗装がしてあり土砂の流出は心配ないと思われま。

雨水につきましては、基本自然流下となっておりますが、東側に令和6年度に農業農村整備事業補助金を活用いたしまして整備された排水路がありますので、そちらのほうに放流予定となっております。

流れ先は、南側に流れて最終的には市道の道路側溝へ放流予定となっております。

汚水、雑排水は発生いたしません。

資金につきましては、追認許可申請であり追加の工事もないため、資金の必要はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月23日午後1時30分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、〇〇局長、〇〇会長、事務局2名、計7名で現地を見てまいりました。

場所は、布津町と深江町の境付近の広域農道の〇〇工場がありますけれども、そこから約集落方面へ100mぐらい行って、そこから山手のほうへ約400mぐらい上ったところにあります。申請地は、〇〇ロールとかを置くための用地だそうです。日照に関しては、山側になり、南側は自宅地であり東側は申請者が借りておられる借地であるため、日照に関して問題ないと思います。雨水に関しては、先ほど事務局から報告がありましたように農林の農村整備課のほうでされた100m以上にわたって240ミリの側溝が施工されております。そこから先、200ミリの排水管が30mほど埋設されて南側の道路に流すようになっております。

そういうことで、問題はないだろうと見てまいりました。皆さんご審議よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の説明どおり、水の雨水の問題がどうかとかも言ったんですけれども、大丈夫じゃないかなということで見えてまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

番号2、北有馬町の〇〇さん、北有馬町〇〇番〇、地目田、面積は350平米となっております。

転用の目的は、農業用倉庫用地です。

申請地に農業用倉庫を建築して利用したいということでございます。

備考欄にありますとおり農振農用地ですので、令和8年2月13日付で用途変更手続をして完

了しております。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、先ほども言いましたけれども、既に完了しております。

農業用倉庫用地350平米となっております。農業用倉庫、木造平屋建て、建築面積は116.37平米です。現状のまま、整地し、土留め工事を行うので土砂の流出はないと思われま。2台分の駐車スペースと育苗スペースを確保いたします。また、隣接する自己所有の農地への進入口も確保しております。雨水につきましては隣接する水路へ放流予定となり、最終的には地図にありますとおり〇〇川のほうへ放流予定となっております。汚水につきましては、こちらにはトイレが設置してありますけれども、くみ取り式ということになっております。雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

去る3月23日9時40分頃、〇〇の〇〇委員それに〇〇の〇〇推進委員と私、それと事務局さん2名、計5名で見てまいりました。

場所は、北有馬の〇〇から2キロぐらい〇〇方面に上ったところで、ちょうど広域農道の周辺のところで交わった交差点、そこから50mぐらい下ったところであります。道沿いです。

ここは、以前この〇〇さんがほかのところに倉庫を建てていらっしゃるんですけども、何か移設をしなければならないということで自分の土地を分筆して今、赤で書かれているそれだけのところに農業用倉庫を建てたいということでありました。

それで、今の分筆したその土地もその横の1段上の土地も〇〇さんの自分の所有の土地でありまして、何か周りに迷惑をかけることはありませんでした。

雨水につきましては、排水がすぐ道路沿いに今、見ています道路沿いの側溝のほうに流すと。そして、その今、グレーチングがはまっているところから道路を横断して、そして〇〇川のほうに合流するような形で大きな側溝、パイプが通っておりますので、問題の排水につきましてもほかのところに排水が行くということはなく、そのまま〇〇川のほうに放流できるということでありましたので何ら問題ないと思います。日照も、自分の土地でもありますし一番高いところで5m、回りが作物に対しての何ら問題ないと思てまいりました。よろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 3月23日、〇〇委員さんと一緒に見てまいりました。何も問題ないと思いますけれども、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、番号2について許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、**議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について**説明いたしま

す。

5ページをお願いします。

番号1、島原市の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、深江町〇〇番、地目が畑、面積は373平米となっております。転用の目的は〇〇用地です。当該地を譲り受けて〇〇用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間については永年となっております。

こちらにつきましても、農振農用地でありますので用途変更手続を令和8年2月13日付で完了しております。本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地区域に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。

〇〇用地373平米です。〇〇、鉄筋平屋建て、建築面積が235.2平米となっております。最大1mの切土をし、道路並みの高さに整地して行います。土留め工事を行うので土砂の流出はありません。雨水につきましては、敷地内に新設いたします1.5m掛ける1.5m掛ける深さ2mの沈砂池を設置いたします。そちらのほうへ敷地を傾斜させるような形を取って、沈砂池に入るようにします。そして、地下浸透とするということです。汚水につきましては、乾燥堆肥としてしまいます。雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月23日午後2時40分頃から、〇〇委員と〇〇推進委員、事務局2名で現地を見てまいりました。

先ほど事務局が説明したとおり、もう用地の前は既存の〇〇が建っておりまして、日照に関しては問題ないと思っております。場所が、広域農道の、深江の広域農道沿いの、広域農道から10mもないぐらい入ったところにあります。雨水に関しては、先ほど説明のあったとおり沈砂池をつけてそこに流し込んで地下浸透ということでありました。堆肥は、これも説明どおり乾燥堆肥で汚水は発生しないということです。手前を、入り口を下げたから出入口を造るという傾斜をもって、その道路の反対側が農地でしたけれども、それもう日照はかからないと見てまいりました。

以上のほうで、何ら問題ないと見てまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何の問題もないかと見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、6ページをお願いいたします。

番号2、東京都の〇〇さんから南有馬町の株式会社〇〇さんへ、布津町〇〇番地〇及び〇〇番〇、地目は畑で合計282平米となっております。

転用の目的は〇〇置場用地です。申請地を買い受けて、〇〇置場用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間については永年となっております。

こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇、こちら雑種地となっております。面積は1,447平米と一体利用というふうとなっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。〇〇置場用地282平米と、隣接の一体利用地1,447平米を合わせまして1,729平米となります。

申請地のところにつきましては、空洞ブロック置場として利用いたします。現状のまま整地し、一体利用地との段差がありますので最大限で5mの盛土をして擦り付け工事を行い土留め工事を行うもので、土砂の流出はないと思われまます。また、雨水につきましては基本は自然流下ですが、大雨などの対策のため既に一体利用地にも設置してありますが、浸透水路と同じものを設置いたします。敷地は、この浸透水路に流れるように傾斜をさせる予定となっております。汚水、雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われまます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月23日午後2時20分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局2名の計5名で現地を見てまいりました。

場所は、国道251沿いの〇〇病院から〇〇方面へ約100mぐらい行ったところの右側になります。この隣接地は、以前排水の先がないものですからいろいろ協議されたところでありまます。ここには幅が1.5m、深さ80cmの溝が掘られていまして、その数箇所には深さ1.4mぐらいの1m間近ぐらいの穴が数箇所設けられてありまました。私たちが見た限りでは、外に流れた形跡もないようですから、この溝は一応、雨水に関しては機能しているんだと見てまいりました。申請地は、雨水は東側を低くしてそこに集まるようにしてその隣接地の溝に流すということでした。以上に関して問題ないと見てまいりました。皆さんのご審議よろしくお願いまます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の言われたように、ちょっと雨水が心配、ここの心配ということだったんですけども、以前か、去年ですか、審査で対策もしてあって、そこにまた今回のところを流すということで問題ないと思いまます。よろしくご審議のほどよろしくお願いまます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がございませんので、番号2について許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めまます。よって、許可相当として県へ進達いたしまます。

次に、番号3について事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いいたします。

番号3、西有家の〇〇さんから雲仙市の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇、地目畑、面積が151平米、転用の目的は住宅用地です。現在借り住まいのため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買、次期は許可あり次第、期間は永久年となっております。なお、隣接の〇〇番〇の一部、宅地172.93平米のうちの142.18平米と一体利用となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。

住宅用地151平米と隣接の一体用地142.18平米を合わせまして、293.18平米となります。なお、現在、一体利用地にある建物につきましては、前所有者の申請者の〇〇が取壊しをしますということでございました。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積は116.37平米です。敷地内に自家用車4台分の駐車スペースを確保いたします。現状のまま整地し、碎石舗装するので土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては基本自然流下となっておりますが、既存の側溝を経由いたしまして水路に放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽と既存の側溝を経由して同じ水路へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては市管理課と協議が済んでおります。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月23日の午後3時20分頃から、現地で〇〇委員及び〇〇推進委員、事務局2名で調査してまいりました。

この説明が、事務局の説明があったとおりの場所は旧〇〇小学校から200mぐらい下って、もう使っていないバス、〇〇バス停がありまして、そこから西のほうに〇〇を通過して400mぐらい行った住宅地及び周りが畑になっている場所です。ちょっと、道路が下がっていくところでございますけれども、建物、もう日照については建物の北側と西側、北側は1段高くなっていて影響ないと思います。西側、東側のほうは道路を挟んで離れているのでこれも日照に関しては何ら問題ないと見てまいりました。

雨水に関しては、現在建っている小屋と住宅の間に小さな側溝がありまして、そこに流してその先は事務局のとおり用水路がありましてそこに流すということで、それも水利権者と話がついているということですのでそれに関しては問題ないと思います。ただ、汚水に関しては合併浄化槽を利用してこれも用水路に流すということですので、これは問題ないと見てまいりました。駐車場は、碎石舗装ということで地下浸透するということですので、これも問題ないと見てまいりました。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり問題ないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第90号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明させていただきます。

8ページから11ページをお願いいたします。

今月の案件ですけれども、新規が賃貸借権10件、1万9,866平米、使用貸借権23件、4億9,434平米、再設定は賃貸借権のみで3件、5,069平米、合計36件、7万4,369平米です。

なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、また農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることのア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見ご質問等伺うところでありますが、8ページ番号12は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号12について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号12について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議案第91号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、内容等についてご説明をさせていただきます。

令和6年の改選時に新たに就任された委員さんもいらっしゃるので、策定の経緯についても若干触れさせていただきたいと思

まず、この指針を策定することになりましたのは、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。この改正により、農業委員の選出方法の変更と農地利用最適化推進委員の新設が行われました。

また、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を農業委員会の最も重要な事務として位置づけられることとなりました。これによりまして、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされています。これらの経緯を踏まえまして、当委員会では平成30年に策定をしております。

今回の策定につきましては、令和5年の改正農業委員会法第7条に基づくものとなっております。時期が今になりましたのは、同年、令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）というものは法律施行後2年以内につくことで法律で決められておりまして、令和5年4月1日施行ですので令和7年3月31日までに作成をしておかなければならないということになっております。これによりまして、南島原市地域計画は令和7年3月31日に策定されました。

このことから、地域計画との関係性を重点に担い手への農地の利用集積、遊休農地解消、新規参入者等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるため、本日の総会の議案として上程しております。

なお、目標数値等につきましては、事前に配付をしておりました新旧対照表のとおりでございますので、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対しまして、質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、南島原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第92号 馬場地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）（区画整理工種）の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第92号 馬場地区水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）（区画整理工種）の事業計画変更に伴う土地改良法第3条資格者の証明について説明いたします。

17ページから26ページになります。

今回、深江町の馬場地区におきまして平成31年度から県営土地改良整備事業で区画整理事業をしております。

区画整備工種においては、今回変更点があります。詳しくは、21ページの事業計画変更概要書を見ていただきたいと思います。

まず1つ目が、受益面積が30.3haから27.2haへ3.1ha減少しております。また2つ目が、工期が当初平成31年度から令和7年度の7年間でしたけれども、平成31年度か

ら令和13年度の13年間となり6年間延長されております。3点目が、総事業費が当初8億8,095万円が22億500万円へ増加となります。主なものは3点となっております。

主な理由といたしましては、埋蔵文化財調査の発掘調査が当初0.9haから2.2haへ1.3ha増加したことによって発掘調査期間が延長されたということになります。文化財保護のため、盛土の厚みが多く必要となり、また盛土用の土の確保のため一時保管場所の確保と2次運搬費用が追加発生したことにより、工事期間の延長および事業費の増加となりました。さらに、埋蔵文化財保護のため耕作道路、排水路などの施設面積が増加したことにより、農地の面積が減少することにより受益面積が減少いたしました。

以上の変更理由により、関係者の同意書が必要であるため土地改良法第3条の有資格者であることの証明が必要となったこととございます。

計画変更につきましては、縦覧や公告を経て農業委員会へ申出を行い、土地改良法第3条資格者を確定し同意書を聴取しなければならないことから、本議案は事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対して対象者について有資格者の証明願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

今回、ここで見ていただく点につきましては、この中の資料の17ページから19ページまでにあります一覧がありますが、この中で万が一死亡される方がいないかどうかということの特を確認していただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。特に、深江の委員さんご意見等ございませんか。ぜひお願いします。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか、深江の委員さん。

(「大丈夫だと思います」との声)

議長 はい。ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

議案第93号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第93号について説明いたします。

目標設定につきましては、農業委員会の業務であります最適化の活動の見える化の一環として、毎年度目標を立てて行動していき、最終的な結果の公表をしていくという形になります。今回、追加目標の値のみについて朗読をし、説明と代えさせていただきます。

資料28ページをご覧ください。

2番目の表ですけれども、農地の集積の目標でございます。目標につきましては、令和12年度に82%を目標としておりますので、今年度の新規集積面積が205haとなっております。また、一番下の表になりますが新規発生遊休農地の解消、前年度に発生した農地の緑区分の遊休農地が42haございましたので、それを5か年で解消する計画ということで8.4haの解消を目標といたします。

次、29ページをご覧ください。

2番目の表になりますけれども、目標の新規参入の促進ということで、これにつきましては過去3年分の平均の1割を所有者の同意を得た上で新規参入者等に貸してもいいですよという農地の面積になります。これが7.6ha。その1段下の表になりますが、最適化活動の日数目標

では月10日間ということですが。

その下の段になりますが、活動強化月間といたしまして2回、8月・9月に利用状況調査、2月に利用意向の結果把握です。

下の段、(3)になりますが新規参入相談会の参加ということで、市のほうでお盆に帰省される方の就農相談を行うことになっておりますので、そちらのほうに相談会の案内がありましたらこちらのほうから地元の委員さんなりに参加をお願いしたいということで、1回ということで目標を定めました。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見ございませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 令和8年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり決定いたします。目標達成に向けて取組をよろしくお願いいたします。

30ページは、農地法第18条第6項の規定による通知でありますのでご覧ください。

31ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますのでご覧ください。

32ページ、非農地証明書交付願が出ております。

1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

32ページをお願いいたします。

番号1、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇番、地目が畑、現況山林です。

面積は273平米、転用の目的は山林です。

平成29年頃から耕作しなくなり、平成31年頃から山林化しているということでございます。なお、周囲に地目畑がありますけれども、こちらも山林化しておるという状況になっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月23日の午前11時20分頃から、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員、事務局2名、計5名で見てまいりました。

場所は、加津佐〇〇より、加津佐中学校から山手のほうに1キロ弱上ったところに広域農道がありますが、それから〇〇自治会のほう〇〇の基盤整備がありますが、そこに行くところの途中にございまして、これはご覧のとおりもう全体もう山でございまして、大分前からじゃなかったかと思うんですけれども、私の山もすぐ近くにあるんですが、大分前から山になっておりまして、これはもうどうしようもないのかなというふうに見てまいりました。

道路も、行く道路もなく耕作していたときもテラーでやっという道だったということでございます。これは、もう非農地でしようがないのかなというふうに見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほどから言われておりますように、もう周りも全体的に山林化しておりますので、もう非農地は致し方ないのかと思います。審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この地域は、去年かおととしか国土調査かな、これをしたばかりじゃないですかね。大分前か。令和5年にしたよ、ここ。そのときに、何でこの前の人にもう山ですよと言わなかったのかなと思います。それから、皆さん知っとらすかもしれんですけども、私知らなかったんですけども、非農地証明書を送ってきても、法務局へ行って登記ば変えんとまだ農地の畑のまま終わるといふこと、私知らなかったんですよ。それで、この間聞いていたら、皆さん知っていますかと、知っていますと、今日、わざと言っております。

事務局(〇〇) まず、こちらの地籍調査につきましては、地籍調査の成果が出ているのが平成28年6月に出しております。それで、ちょうど10年ぐらい前になります。あと、非農地証明書の交付になると、交付した後なんですけれども、交付したらその証明を受けた方が法務局で手続をして地目変更していただかないと登記の地目はいつまでも変わらないということですね。ですので、本来この証明書を取っていただくということは地目変更してきたというのが基本になりますので、そのまま放置せずに、もしそういう方がいらっしゃったらまた登記ちゃんとせんがやろうと言っていただければと思います。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

前回は質問したかと思っておりますけれども、周辺も荒れている中でそのまま申請されたところだけを除外するということではありましたが、今日、非農地に関しての取組について方針、指針が出ておりますが、年間100筆ずつ職権登記をするということになっておりますが、これで何年ぐらいでこの非農地化をできるのでしょうか。

事務局(〇〇) 100筆の目標ですけれども、100筆は当初取り組む目標ということでございまして、実際、後で説明しようかと思っておりますけれども、いろんな機関と調整をしながら進めていかないといけないということですので、取りあえず目標としては100筆。100筆でしますと多分30年ぐらいかかる。30年、100筆でいけばです。そういった長期になりますので、そのあたりはまたちょっと後で進めていかないといけないというふうに思っています。

〇〇番〇〇委員 もちろん、30年というのは目標から程遠いわけではありますけれども、なるべく早い時期に地区を終わって解決をしてもらいたいと思います。このことによって、非農地を持っていることによって農地を新たに取得したいという方もいらっしゃるわけですが、そういう方がどうしても荒れ地があるもんだから農地を取得できないという人が数多く話を聞いておりますので、そのところは何とか解決するような方法で早めに進めていただきたい。お願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ほか、ご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明証を交付することに決定いたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。